

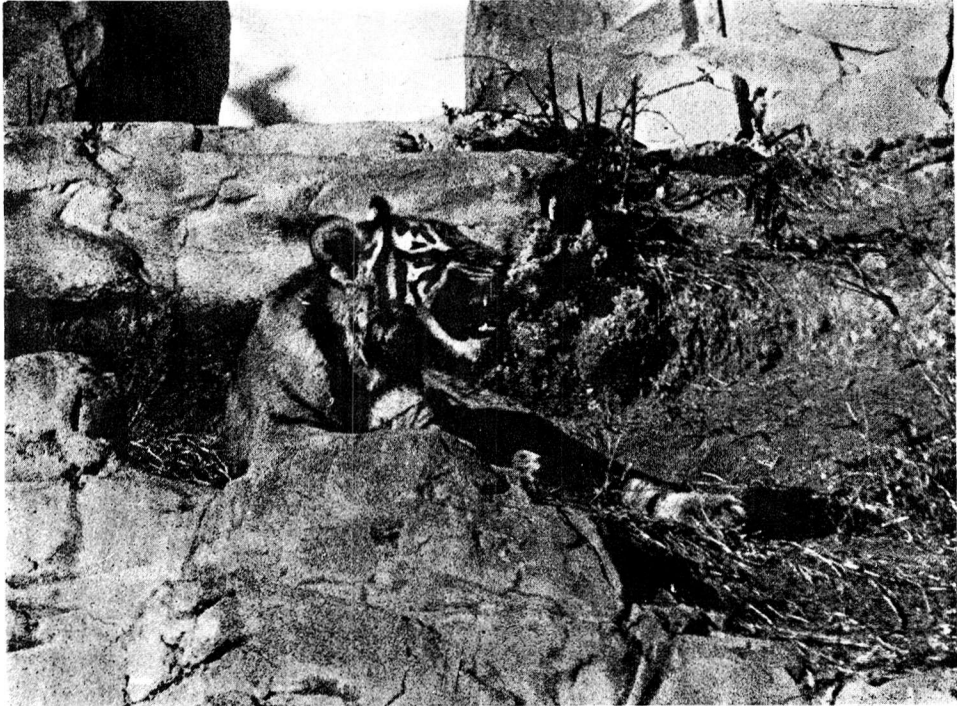
今月の納税  
町都民税  
第四期分

# ふつ まち こう ほう 福 生 町 広 報

昭和 37 年 1 月 1 日 第 23 号

発行所 福生町役場  
発行兼 福生町役場  
編集人 総務課  
印刷所 昭和印刷KK

## 賀 正



1月の

広報のよみ

▽熱管理強調期間(一月一三月)工場、事業場、一般燃料消費者を対象に、熱の有効利用について啓発する。(工業技術院)

▽簡易保険新加入運動(一月一三月)年の始めの生活設計に当って、生命保険を組入れるよう一般に呼びかける。(簡易保険局)

▽成人の日(十五日)社会の一員としての誇り責任を自覚させ、新しく有権者となった男女にその意義を深く認識させる。(自治庁)

▽お年玉年賀はがき抽せん(十五日)賞品と交付は二十日から七月十九日まで、年賀はがきは十一日からは一円切手をはりたして、この際住所簿を整理するなどの注意点を周知する。(郵政省)

▽酔払い運転の防止(月間)運転者はハンドルを握る前には酒を飲まない習慣を身につけること、仲間の運転者にも酒をすすめいことなどの配慮を強調する。(警視庁)

▽学校給食週間(二十四日一三十日)学校給食の趣旨を徹底させて普及を推進するとともに、現在のやり方に検討を加へて改善を図るよう要請する。(文部省)

▽文化財防火デー(二十六日)貴重な文化財を火災から守るため、文化財領域における禁煙の励行禁火などの取扱い注意、消火施設の完備などについて徹底をはかる。(文部省)

▽正月の火災防止(月間)正月は火の使用度が多いにも拘らず忙しさのため注意がうすれるので火の用心について周知させる。(消防庁)

▽固定資産税の申告(月間)固定資産税における償却資産の申告について一般への周知をはかる。(自治庁)

▽国体冬季大会スケート競技(下旬・八日)この機会に冬のスポーツとしてまたレクリエーションとして相応しいスケートの普及についてPRする。(文部省)

# 年 頭 の 辞



福生町長 瀬古清蔵

誰んで新年のお慶びを申し上げます。洋々たる希望にふくらんだ新春を迎え発展途上の町行政にのぞむ決意を新たにすものであります。申すまでもなく、わが福生町は、戦後急速な発展を見た町でありまして、近年、首都圏整備、都市計画事業の進捗に伴い、将来の綿密な計画の下に本格的な都市建設が進められているわけでありまして、や、もすれば、町発展の早さが故に基本的町造りが先をこされ勝ちであります。然しながら常に斬新な計画の下に、町ぐるみの近代都市建設の情熱を原動力として、大海にゆるぎなき航海は順調に続けられています。



福生町会議長 石川信義

あけましておめでとうございませう。輝きみちた昭和三十七年の年頭に於て謹しんで新年のご挨拶を申し上げます。昨年を顧りましましてその一端を報告申し上げますと、厨芥処理事業の開始、商工会の発足、永田熊川牛浜地区の排水路、防衛支出金による道路の舗装、熊川地区水道施設の拡張工事等諸工事が又数年米皆様と共に念願いたしました参りました。青梅線の復線化も実現し又都立工業高校あるいは福生警察署新庁舎の

半ばに達するわけでありますが、教育に、土木都市計画に、或は衛生、厚生、産業面等に、あらゆる施策を大局的見地に立て、明るい住みよい町造りをモットーに遂行してゆきたいと考えます。

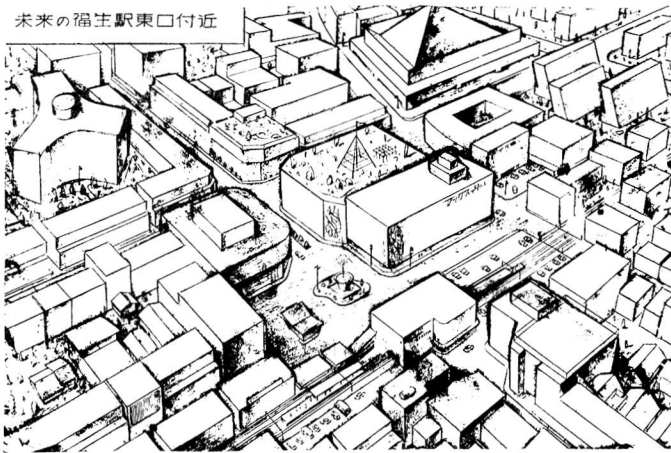
山高ければ谷深し、と云われて、その前途には幾多の困難が横たわることでしょうが、幸にして、私は町民二万余の絶大なご支援がある中、大福生町の建設のため町ぐるみ邁進したいと思っております。

年頭に当り、町民皆様方のご多幸を心よりお祈りすると共に、町発展のため、層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。新年のご祝辞をいたしします。

敷地の決定等もなされ着々と住み良い町に進みつつあります。これらは町民皆様のご理解あるご協力の賜と厚くお礼申し上げます。共にお喜び申し上げます次第であります。本年度に於て多くの事業計画があり、特に首都圏整備法に基づき市街地開発事業が本格的に開始されるものと思われ、この事業は昭和五十年を目途に行なわれるものであります。これが完成の暁には大福生町の建設がなされるものと思われ、又教育施設の充実、上下水道の完備、道路の整備、産業の開

## 1962年の初夢！

未来の福生駅東口付近



等があり、多額の前算が伴うことになり、理事者議会が一丸となつて強く要請し、町発展に当らなければならぬと痛感するものであります。これら町政計画を早期実現いたし、この協力を必須の条件としなければ出来得ないものと思つたため、微力ではありますが、

尽力することをお誓い申し上げます。心から祈念いたしまして御挨拶いたします。

百と八ツの除夜の鐘につつまれて静かな夢の境地にさそわれてゆきました。

昭和三年の新春、一人の若者は末ださめやらぬ街角に立ちました。

そこには、モダンな建物が

さちんとした都市街路に美を競つて林立していました。広場の中央部に地下鉄入口と表示した赤い建物が目に入ってきました。どことなく以前から知つている所のような、さつとしたふんぎです。さつとされるように後を振り向くと朝霧が見えやかなネオンサインが閃きました。フツツ。スティーション——となつた。いもの当り前で、ここは福生町の発展した姿なのでした。

若者は、福生駅東口に立つていたのでした。装飾をこらした商店街と共に、右手には大きなデパートが、更にその前方には薄いピンクの大ごらくセンターが、左前方にはクリーム色のアパート群が、すばらしい近代都市の意吹きをかもし出しています。

思わず若者は、一歩、二歩、三歩……完全補装された道路に心地よい響きを立てて前進しました。

「お兄さん」「お兄さんたら」「夢の境地に、はなはだしく現実的な音が響いて来ました。元旦の陽光に、明るい姿の顔がほほえみかけていました。

「夢」あまりにも、すばらしい初夢です。

若者は、将来の福生町にたくした想定図をえがきました。

夢の実現をのぞみながら

# 今年から町都民税の 課税方法が改正されます。

## ＝才二課税方式を採用＝

地方自治体の自主性を強化し、その課税を適正化するため、昭和三十七年度の町都民から、その課税方式が改正されることになりました。以下その要点をお知らせします。一、町税の納入については、一層のご協力をお願いいたします。

記

### ◎課税方式が改正 されました

いままでは、所得税を課税標準とした第一課税方式を採用して来ましたが、今年から第二課税方式が採用されることになりました。この課税方式は、課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職金額の合計額を課税標準とするもので、町自治体の課税に対する自主性が強められました。

### ◎課税標準額の 求め方

別紙①参照  
①、②、③、がそれぞれ課税標準額となりまして、①②③の税額は、別々に計算されます。

### （所得控除の種類）

雑損失、医療費、社会保険料、生命保険料、扶養家族、基礎控除等

### （所得控除の方法）

①②③の順で控除してゆく  
①だけで金額控除できない場合は②、更に③へ充当する。

### ◎税率 （超過累計税率）

（ア）①に対するもの

別紙②参照  
（イ）②に対するもの

五分五厘方式による（課税山林所得金額の五分の一の金額に対する（ア）の税率により求めた額の五倍の金額

例（別紙③参照）

（ウ）③に対するもの

①に対する税率と同じ、

### ◎税額控除（税額から 控除されるもの）

### ◎申告は必ず すること

上記の各種控除は、所得税と同じく納税義務者が、役場に申告することにより初めて控除されるものですから、申告義務を免除されている者（一月一日現在で、給与支払報告書を提出する義務のある者）から給与等の支払を受けている者で、給与所得以外の所得を有しない者、又は町条例で申告義務を免除させている者）の外は必ず申告して下さい。

「申告期限」毎年三月二十日まで——役場税務課

参考

町民税の計算方法（図解）  
別紙⑤を参照

### 別紙①

(イ) 収入金額－必要経費	……………	総所得金額	} 所得控除の合計額＝	} 課税総所得金額……①	
(ロ) 山林収入金額－（必要経費＋山林特別控除額）	……………	山林所得金額			課税山林所得金額……②
(ハ) 退職による収入金額－退職所得特別控除額	……………	退職所得金額			課税退職所得金額……③

### 別紙②

課税総所得金額	町 民 税	都 民 税
10万円以下の金額	100分の2	} 100分の2
10万円をこえ 20万円まで	” 3	
20 ” 50 ”	” 4	
50 ” 100 ”	” 5	
100 ” 150 ”	” 6	
150 ” 250 ”	” 7	
250 ” 400 ”	” 8	
400 ” 600 ”	” 9	
600 ” 1.000 ”	” 10	
1.000 ” 2.000 ”	” 11	
2.000 ” 3.000 ”	” 12	
3.000 ” 5.000 ”	” 13	
5.000 ” をこえるもの	” 14	

### 別紙③

課税山林所得金額が 45万円の場合  
45万円× $\frac{1}{5}$ ＝90.000円 90.000円に対する税率は $\frac{2}{100}$ で 90.000円× $\frac{2}{100}$ ＝1,800円となり、これに5を乗ずると 1,800円×5＝9,000円……………所得税額となる  
尚、都民税についても同様方式で計算された税額となります。

（裏面 4 頁え続く）

別紙④

- (1) 障害者控除……扶養家族に障害者がある場合で1人につき町民税1,000円 都民税400円を控除されます。
  - (2) 老年人 " ……
  - (3) 寡婦 " ……
  - (4) 勤労学生 " ……
- } 納税義務者が老年人、寡婦、学生である場合でそれぞれ町民税1,000都民税400円を控除されます。

別紙⑤

(図解)

所得金額	-	所得控除額	=	課税標準額	×	税 額	-	税額控除額	=	所得割額
1. 配当所得	}	1. 雑損失控除	}	1. 課税総所得金額	}	1. 課税総所得金額に対する所得割	}	1. 障害者控除	}	} 所得割の税額
2. 不動産所得	}	2. 医療費 "	}	2. 課税山林所得金額	}	2. 課税山林所得金額に対する所得割	}	2. 老年人 "	}	}
3. 事業所得	}	3. 社会保険料 "	}	3. 課税退職所得金額	}	3. 課税退職所得金額に対する所得割	}	3. 寡婦 "	}	}
4. 給与所得	}	4. 生命 " "	}	}	}	}	}	4. 勤労学生 "	}	}
5. 譲渡所得	} 15万円控除して	5. 扶養 " "	}	}	}	}	}	}	}	}
6. 一時所得	} その半額	6. 基礎 " "	}	}	}	}	}	}	}	}
7. 雑所得	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
8. 山林所得	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
9. 退職所得	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}

選挙人名簿登録人員

昭和36年9月15日現在

投票区	町 内 別	選挙人名簿登録人員				計	
		男		女			
第一投票区	福牛 1	206	(197)	220	(207)	426	(404)
	福牛 2	224	(193)	254	(211)	478	(404)
	原ヶ谷戸 1	188	(193)	210	(184)	398	(377)
	志茂 2	249	(243)	256	(248)	505	(491)
	志茂 2	399	(367)	429	(425)	898	(792)
	長本 1	140	(145)	160	(150)	300	(295)
	本本 1	144	(149)	170	(173)	314	(322)
	本本 2	167	(161)	195	(183)	362	(344)
	本本 3	104	(102)	127	(121)	231	(233)
	小計	1,821	(1,750)	2,091	(1,902)	3,912	(3,652)
第二投票区	長沢 2	190	(194)	235	(228)	425	(422)
	永加 1	237	(221)	251	(242)	488	(463)
	美美 1	147	(136)	167	(155)	314	(291)
	本本 2	279	(250)	272	(247)	551	(497)
	本本 4	122	(135)	153	(155)	275	(290)
	本本 5	123	(130)	132	(137)	255	(267)
	本本 6	207	(193)	245	(218)	452	(411)
	本本 7	347	(314)	490	(401)	837	(715)
	本本 8	565	(503)	662	(568)	1,227	(1,071)
小計	2,217	(2,076)	2,607	(2,351)	4,824	(4,427)	
第三投票区	南出 1	131	(127)	123	(111)	254	(238)
	内武 1	197	(178)	207	(185)	404	(363)
	藏野 1	326	(298)	338	(314)	664	(612)
	鍋鍋 1	433	(384)	463	(404)	896	(788)
	鍋熊 2	398	(390)	394	(389)	792	(779)
	熊牛 1	366	(332)	426	(378)	792	(710)
	小計	1,851	(1,709)	1,951	(1,781)	3,802	(3,490)
合 計	5,889	(5,535)	6,649	(9,034)	12,538	(11,569)	

( ) は昭和35年度を示す

**昨年より九六九人の増  
"基本選挙人名簿"確定**

昭和三十六年九月十五日現在  
 在で調整された基本選挙人名簿は去る十二月二十日をもつて確定いたしました。これにより、昨年より九六九人の増が見込まれます。

昭和三十六年九月十五日現在、男五、八八九人、女六、六四九人、計一二、五三八人となつて、昨年より男三五四人、女六一、五一人の増が見込まれます。

人計九六九人の増加を見込んで、この名簿は確定した日より向う一年間、昭和三十六年十二月二十日より一年間に行われる選挙に使われるもので、この名簿に登録されるものがないと投票することができません。

# 歳出総額は一億六千万円

## 昭和三十五年度 決算認定

### 資本的支出は全体の五四%

去る十二月十六日の第四回定例議会に於て、昭和三十五年度福生町各会計才入才出決算が原案どおり認定されましたので、その大要をお知らせします。

一般会計については、才入総額が一七三、八四四、八五八円となり、昨年と比較し

二七、六八五、二六四円の大都市な増収となっています。その中、町税が八三、三七七、一六円で全体の四八%を占めています。これは、町民一人当り三、九一三円、一世帯当り一五、六〇八円の負担額となり、昨年より二七、四三六、八五九円の増で、これを項目別に見ますと主なものとして、

八二六、〇〇〇円、国都支大金三二、四七七、七二九円、町債五五、〇〇〇、〇〇〇円、地方交付税一〇、八四三、〇〇〇円等となっています。才出総額は一六六、四二〇、四八五、八五九円の増で、こ

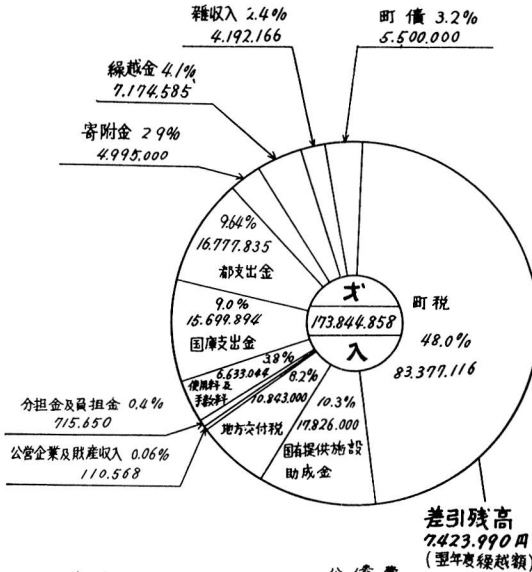
のとしては、役場費、三一、四三三、四三二円、土木費、四三、〇一三、四三三円、教育費、三三、一〇四、九五二円、社会労働施設費、一四、四五二、五九九円等が上げられます。その他、事業面への支出である投資的経費は、八四、八七五、九二八円で全体の五四%となっています。主なる事業としては、土木関係事業では、補助道三号、五号、六号線の各舗装工事、水源道路新設工事、熊川牛浜並びに永田地区排水工事、教育面では、第一小及び第二小学校プールの築造工事、中学校々舎増築工

事、社会労働施設費で町営住宅建設工事等が施工されました。その他、特別会計では、上水道会計において第二期拡張工事として第二浄水場建設工事、第四水源新設工事が施工されています。尚、一般会計及特別会計(上水道、国保、質屋、と場)を合すると、昭和三十五年度の総決算額は、才入二七一、〇三四、四九一円、歳出二五七、九〇四、二〇四の多額となります。

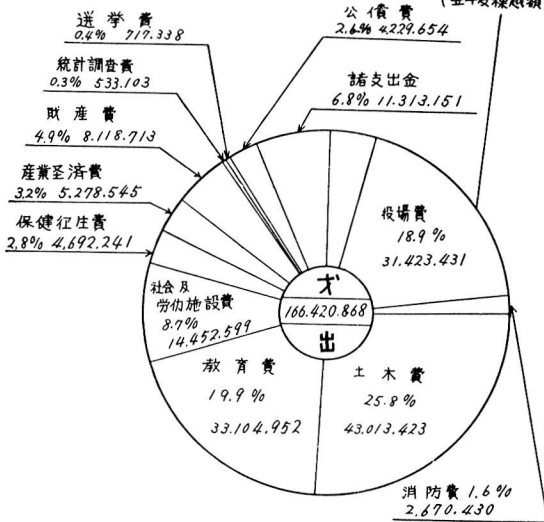
又、これ等諸会計とは別に臨時特別会計として、全額国

庫負担金による第三小学校及び中学校の防音工事が施工されています。

庫負担金による第三小学校及び中学校の防音工事が施工されています。



差引残高 7,423,990円 (翌年度繰越額)



### 防音工事関係決算

町立第三小学校防音工事  
 歳入 5,721,552 差引残金  
 歳出 5,721,552 なし

町立中学校防音工事  
 歳入 2,706,177 差引残金  
 歳出 2,706,177 なし

### 特別会計決算額一覽表

区分	才入	才出	差引残
上水道会計	57,761,159	53,880,097	3,381,062
と場会計	7,938,006	7,696,576	241,430
国民健康保険会計	13,962,677	12,378,872	1,583,805
公益質屋会計	9,100,062	9,100,062	0
会計	88,761,904	83,055,607	5,706,297

# 国民年金が改正されました

東京都ではすでに二〇〇万人の人が国民年金に加入していますが、それでもまだ国民年金に加入していない人が数十万人もいます。

生まれたばかりの赤ちゃんとおなじように、国民年金もこれから、だんだんと成長し、そしてくつばな制度となっていくので、その一つのんかいとして、こんどいろいろと要望の強かった点が改正されました。

●老令年金は六〇才からでもらえます

国民年金の老令年金は六五才から支給されることになっていますが、こんどは改正して、六〇才から六四才までの間に、希望すればいつでももらえることになりました。

この場合の年金額は、もう少し低くなりますが、もしあなたが六〇才で年金をうけたら、希望されたら、しますとぶつうに六五才からうけられる年金額の約六割ぐらいいになります。

●特別にもらえる老令年金

あなたが国民年金に加入した期間が三〇年以上、この期間は加入したときの年齢によつて短くなります。あるが、保険料の免除された期間があったために、老令年金をうける資格が出来なかつたとき、いま、では保険料をかけた期間の分については掛け金の一部を返すことになつていまして、それをやめて、六五才から六九才までの間に、老令年金を支給することにしました。そして七〇才からは、一〇〇〇円の老令福祉年金が支給されます。保険料をおさめた期間の年金額に、以上四年未満五、〇〇〇円、四年以上七年未満七、〇〇〇円、七年以上九、〇〇〇円

●あたらしい準母子年金が支給されます

いまでは母子年金だけがありませんが、準母子年金という新しい年金が支給されることになりました。この年金は、あなたが(女の方に限る)国民年金に加入しているうちに、男の働き手をしていくことに、男の働き手をしていくと、一八才未満の弟や妹と一八才未満の弟や妹と云うような母子家庭と同じような状態になつたときに、あなたに二、〇〇〇円から二、五〇〇円まで支給されます。また、一八才未満の孫や弟妹が二人以上いるときは二人目の孫や弟妹から一人につき月額四、八〇〇円が加算されます。

●三年間を一年間に短く

障害、母子、準母子、遺児等の年金をうけるためには、最低引き算が必要でした(そのうち一年六月以上保険料をおさ

めており、あとの一年六月は保険料を免除された期間でありつてもよい)ことになつております。こんどはこのほかに引き続いて一年間保険料をおさめ、支給されることになり、この年金をうけるのに、必要期間が、ずつと短くされたことになりました。

●死亡一時金が支給されます

被保険者が死亡した場合、母子年金や遺児年金をうけられる人がいないときは、三年以上保険料をおさめた人で、保険料をかけた期間に応じ、五、〇〇〇円から五二、〇〇〇円までの一時金が支給されます。この一時金をうける権利のある人は死亡された方と生前一しよに暮らしていた配偶者、父、母、祖父や母の弟妹のうち、父のひとりだけである順序のことです。

●遺児年金が増額になりました

いままで遺児年金の年金月額は遺児が一人の場合、最低二、〇〇〇円から一、〇五〇円まで、ほかの金額となつて、や、ひく金額となつて、いまは、こんど一、二〇〇円に引き上げられました。また、遺児となつた子が二人以上いるときは、二人目の子から一人につき、年額四、八〇〇円が加算されることは以前と同じです。

●死亡一時金が支給されます

被保険者が死亡した場合、母子年金や遺児年金をうけられる人がいないときは、三年以上保険料をおさめた人で、保険料をかけた期間に応じ、五、〇〇〇円から五二、〇〇〇円までの一時金が支給されます。この一時金をうける権利のある人は死亡された方と生前一しよに暮らしていた配偶者、父、母、祖父や母の弟妹のうち、父のひとりだけである順序のことです。

●死亡一時金が支給されます

被保険者が死亡した場合、母子年金や遺児年金をうけられる人がいないときは、三年以上保険料をおさめた人で、保険料をかけた期間に応じ、五、〇〇〇円から五二、〇〇〇円までの一時金が支給されます。この一時金をうける権利のある人は死亡された方と生前一しよに暮らしていた配偶者、父、母、祖父や母の弟妹のうち、父のひとりだけである順序のことです。

●死亡一時金が支給されます

被保険者が死亡した場合、母子年金や遺児年金をうけられる人がいないときは、三年以上保険料をおさめた人で、保険料をかけた期間に応じ、五、〇〇〇円から五二、〇〇〇円までの一時金が支給されます。この一時金をうける権利のある人は死亡された方と生前一しよに暮らしていた配偶者、父、母、祖父や母の弟妹のうち、父のひとりだけである順序のことです。

## 今年も自治会館で成人式

新しく成人となられた方の前途をお祝いして、左記によつて成人式を行います。

なお、成人者の方は、十日頃までに案内状をお手元へ届くはすので、万一手違い等でお知らせしたら至急役場内教育委員会事務局までお申出下さい。

## 記

一、日時 昭和三十七年一月十五日(日) 昭和三十一年四月二日(昭和三十一年四月一日の間に生れたお子さんは四月一日に町内各小学校に入学されますので左記のことに御留意下さい)

## 記

一、保護者への通知

住民登録にもつき委員会にて該当者を調査し「二月十日まで」に各町会長さんを通じて「入学期日通知書」をお届けお手元に届きませぬとしたなら至急教育委員会まで申出下さい。

## 記

外国人の入学

外国人でお子さんの就学を望まれる保護者の方は二月十日までに教育委員会に申し出て下さい。この場合は外国人登録していませんと入学出来ませんので御承知下さいます。

## 今年から使えなくなる計量器

現在皆さんが商売上使っている「はかり」などのうち、併用日盛のものも昭和三十七年以降使えなくなりました。併用日盛とは、例えば尺とメートルとか、貫とキログラムとか、メートル系の日盛とメートル以外の日盛の目盛とメートルの計量器で、これらの計量器は一日も早く改造して下さい。目盛だけに修理改造して下さい。

## 消防始式

福生町消防団では、一月七日午後一時より町立第一小学校にて昭和三十三年消防始式を行います。

当日は、優良団員の表彰、ポンプ操法競技会等が行われます。

## 緊急自動車に道をゆづりましょう

近年交通事故の悪化に伴つて、交通事故が絶えませぬが、最近緊急自動車に対して、一般の自動車よけないために事故が発生しています。緊急自動車は皆さんの生命や財産を守るための自動車ですから、サイレンを鳴らしたるに速かに道をあげて、じやまにならないよう皆さんいつも心掛けて下さい。

今年も新生活運動を  
実行いたしましょう



修理改造をするには、信用ある専門の製造修理業者に依頼して下さい。尚、役場産業課でもご相談に応じます。